

平成27年3月11日

千葉県廃棄物指導課  
課長 川嶋 博之 様

行政書士 大野事務所  
代表 大野 美紀

## 公開質問状

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、千葉県廃棄物指導課（以下千葉県）が産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可の申請等において、提出窓口を一般社団法人千葉県産業廃棄物協会と指定し、同協会にて窓口での書類審査及び補正の指導、不足書類の提出指示、申請書と手数料の受領等（便宜上以下「形式審査業務」とします）の業務を委託している件で、個人情報保護の観点から大いに不安がある点を伝え、この業務の民間委託の見直しを千葉県に求めたところ、「適正な委託契約に基づくもので個人情報の漏えいの恐れはない。『円滑な』事務遂行のため、この業務の民間委託制度の見直しは行わない」との電話回答をいただきました。この回答だけでは全く不安を払拭することはできないので、「個人情報保護の観点で不安がある申請者に対してだけは同協会を経由せず、直接千葉県廃棄物指導課にて千葉県職員の手により書類の審査等申請書の受領をお願いしたい」と再度申し出たところ、「同協会を必ず経由しなければならない」と拒絶の回答を得ました。

私は同協会への業務委託は行政法上また他の法令上当然に保護されている申請者の権利利益を多分に損なうものだと考えます。そのうえ、この業務委託はあまりに不審な点が多く、またサービスとしても劣悪なため、貴重な税金を費やすに値しないものであると考えます。

文書による質問をすれば、文書によって回答をして下さるとお電話で約束していただきましたが、千葉県はこれからも申請者や千葉県民には何ら説明を行わずこの不審な委託業務を続ける可能性がありますので、申請者の権利を守り千葉県民の「知る権利」を確保するために、ここに公開質問状の形をとり、実態を明らかにしながら質問を提示し回答を要請するところです。

### 記

回答期限 3月 末日  
回答の様式 文書による  
回答送付先 埼玉県さいたま市本町西1丁目4番14号  
行政書士 大野事務所 代表 大野 美紀  
TEL048-854-1451 FAX048-610-8715

# 質問内容

**質問1 次項の図を見てください。この申請書の形式審査業務の委託制度には個人情報保護の観点から脆弱な点がいくつもあります。契約書や仕様書の秘密保持条項などだけで、これらの脆弱性が補完されますか？**

**同協会の審査会場には県職員は1人も、1分1秒もいません。行政庁から完全に隔絶された場所で、次の重大な申請書の形式審査業務を協会職員のみに行わせています。**

## ①窓口審査

申請書には多くの個人情報が詰まっています。本籍地などのいわゆるセンシティブ情報（情報漏えいによって社会的差別を受ける情報）も含まれています。契約書に秘密保持条項があるというだけで、審査の過程で知りえたことを口外される心配がなくなるわけではありません。千葉県及び同協会が職員の指導をどの程度徹底しているのか開示し、また県職員が常駐し監督指導するなど対策を講じなければ、これらの不安は容易にぬぐえません。

## ②不足書類（個人情報記載書類や身分を証する書類もあり）の受け取りと差し替え

不足書類を受け取ったり、差し替えたりする際に、間違ったり、他の書類と混同したり、紛失したりする恐れがあり、個人情報が漏えいする可能性があります。

## ③不要になった個人情報が記載された書類や身分を証する書類の破棄

不要になった書類は協会内で破棄していると思われませんが、書類を破棄することも業務に含まれているとすれば、大事な書類まで間違っただけで破棄してしまう可能性があります。また、不適切な方法で破棄した場合は情報が漏えいする可能性があります。

## ④申請書が整うまで保管

申請書は不備がなくなるまで同協会に留め置かれています。大事な書類が添付されたまま、留め置かれている間に、盗難や紛失の恐れがあります。

## ⑤申請書を持ち出して1.7キロ離れた県庁まで申請書を届ける

通常、このような業務委託の場合、書類の持ち出しは厳禁とされるべきですが、この業務委託に限っては、書類の持ち出しを堂々に行わせ、それが業務に含まれています。誰の監視もない県庁までの1.7キロの道のりの間、悪意があれば複写、抜き取り等何でもできます。悪意がなくとも、申請書そのものの紛失、盗難があっても何ら不思議はなく、契約書の文言があるだけで危険度が減るわけではありません。申請書の空間移動をなくすことが一番の解決策です。

## ⑥県の受理印を押印した申請書1面の写しを県から預かり、申請者に送付

「県の受理印を押印した申請書1面の写し」も大事な書類ですが、県が直接申請者に送付せず、協会に渡して、協会職員が発送しています。間違いや紛失の可能性が増すのは自明で、万一のときの責任も不明です。県が即日受理印を押印するのが一番の解決策です。



**質問2 同協会職員による間違いや紛失、盗難などで申請者がなんらかの不利益を被った場合、責任はどこにありますか？**

**質問3 同協会が受託している事務は行政手続法の適用を受けますか？**

行政手続法の適用を受けないところへ申請を「強要」するのは、同法によって保護されている申請者の権利を奪うことであり、違法性があります。

**質問4 同協会が申請書を紛失、盗難、あるいは怠慢や忘失等により相当期間を過ぎても千葉県に進達しなかった場合、申請者は「不作為の申し立て」をすることができますか？**

行政不服審査法の適用を受けないところへ申請を「強要」するのは、申請者の権利利益の救済を放棄させることであり、違法性があります。

**質問5 質問2や4のような場合など、同協会への情報開示請求はできますか？**

「行政文書」ではないので開示請求はできないのだとしたら、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ること」を目的とする情報公開条例の目的に反し、申請者や県民の「知る権利」を奪う許しがたいシステムを押し付けていることとなりますがいかがですか。

**質問6 行政手続法第七条（申請に対する審査、応答）のなかの「その事務所に到達」の「事務所」は「千葉県産業廃棄物協会」を指すのか「千葉県廃棄物指導課」を指すのかどちらですか？**

行政手続法第七条（申請に対する審査、応答）「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」

**質問7 同協会では書類に不備がなくても「預かり証」印しか押印してくれません。同協会が押印する「預かり証」印と県の「受理印」では行政手続上、法的にどう違うのかを教えてください。違いがないならばなぜ区別する必要があるのかも教えてください。**

「申請をした」ことを証する書類として「受理印」のある第1面を第3者に提出することがありますが、「預かり証」印が法的に有効なものなのか判然としないため、第3者に説明することができません。県の受理印が押印された第1面は申請者の手元に届くまで最低でも1週間から10日程度かかり、他の地方公共団体では申請日当日受理印がもらえるのに対して、千葉県だけがこのようなシステムであるがため、他の手続きに支障が出るのがまあります。

例) 廃掃法14条8 更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

県の受理印が届くまでの間、「更新の申請があつた」ことを「預かり証」をもって第3者に証明できるのでしょうか？

**質問8 同協会へ申請書類を「預ける」時に千葉県証紙を購入して申請書に貼付しますが、消印はされません。千葉県が本受理する前に申請を取り下げると証紙は返還されますか？（証紙代ではなく、未使用の証紙として返還されるか）。**

同協会では手数料の返還の有無についての説明が一切ないのでお聞きします。

**質問9 優良産廃処理業者認定制度の優良確認申請においては「預かり証」印は押印しないのですか。押印しないとしたらその理由と、なぜ押印もしてくれないところへ提出を強要するのも教えてください（申請者を馬鹿にしています）。**

**押印するのだとすれば、押印されなかった事例があることに対して責任はどこにあるかお答えください。**

以前、優良産廃の確認申請において提出先が同協会となっていたので同協会に申請をしたところ、一通り申請書を確認して「終わり」と言われ、「預かり証」印もくれないまま、書類を預けさせられました。なぜ「預かり証」をくれないのか聞いても、「そうになっている」と言われ、尋ねても今後の手続きや標準処理期間や県の受理印のある表紙の送付があるのか否かの説明も全くありませんでした。この対応が千葉県の指導通りなのか、それとも同協会の職員の無知と怠惰なのか、判然としませんでしたのでお答えください。どちらにせよ預かり証ももらえない、何の説明もないところへ個人情報や公的書類の詰まった申請書を提出させられるのは申請者にとっては非常に恐ろしいことで、今後あつてはならないことと考えます。

質問10 千葉県ホームページ（以下HP）では「許可の手續」や「許可申請等の手續き及び留意事項」、「記載例」等くまなく見ても、申請書の形式審査業務の民間委託について、「委託のイ」の字もなく、他県ではよく明示されている手續きのフロー図もなく、非常に不自然で不透明で不可解です。申請手續きの全体の流れが把握できないよう、申請者や県民の目を欺こうとする意図が感じられます。なぜ民間に業務委託していることをきちんと表示しないのですか。なぜ故意に手續きを不透明にしているのですか？

「提出窓口は協会」と書いてあるだけで、  
その他の説明は一切ない不自然で不親切な千葉県HP↓

### 提出窓口

千葉県では産業廃棄物(特別管理産業廃棄物も同様)収集運搬業の新規許可、更新許可及び事業範囲変更許可に係る申請書の提出窓口は一般社団法人千葉県産業廃棄物協会 **外部** です。申請は予約制となっていますのでご了承ください。

一般社団法人千葉県産業廃棄物協会の案内

〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-1-7(第2石橋ビル5階) [アクセスマップ\(地図リンク\)](#)  
電話:043-246-9521(申請窓口直通)、043-246-9581(代表)

千葉県HP「許可の手續」より

↑「外部」と小さくあるのは、外部リンクのこと。  
ここをクリックすると千葉県のHPではないページへ飛びますよという意味。  
千葉県HPの記号であって、外部委託と言っているわけではない。

委託のイの字もなく、フロー図も手續きの説明も一切ない不自然な千葉県HP↓

### 許可申請に関する注意事項

- 千葉県産業廃棄物指導課では同協会から送付された許可申請書等の受理、審査及び許可証の交付を行いますので、審査期間は概ね60日を要します。
- いずれの申請においても提出部数は正副2部です。
- 更新許可申請については、許可の有効期限日の3か月前の月から申請の受付をしております。
- 同時に2件以上の申請をする場合については、一方の添付書類を省略することができます。
- 詳細については「[PDF](#) 許可申請等の手續き及び留意事項(PDF:301KB)」を御覧ください。

千葉県HP「許可の手續」より

### 3 許可申請書等の提出

許可申請等の区分に応じ、各許可申請等提出書類一覧に掲げる書類を**正本1部、副本1部**(正本のコピーで可)計2部を作成し、提出してください(副本は、申請等手續きが終了後お返しします)。

また、協会に提出する許可申請については、後日、県の受理印を押印した当該申請書1面の写しを送付(簡易書留)しますので、申請時に、**392円(申請が2件以上の場合は402円)の切手を貼付した長形3号封筒(23.5 $\times$ 12 $\times$ の定形封筒。送付先を記載したもの。)**を提出してください。

千葉県HP「許可申請等の手續き及び留意事項」より

「協会から送付」とか「協会に提出」とか、そんな文言だけ。  
「預かり証」のことなど全く触れていないし、協会を「経由」するとも書かれていない。

↓ HPからは誰も実感がわからないようにしている…

## 許可証の交付

許可証ができると廃棄物指導課から電話連絡しますので、以下のものを持参のうえ県庁本庁舎4階廃棄物指導課で受領してください。(郵送不可)

詳細は協会で申請書預かりの際にお渡しする「産業廃棄物収集運搬業許可申請書預かり後の手続きについて」をご覧ください。

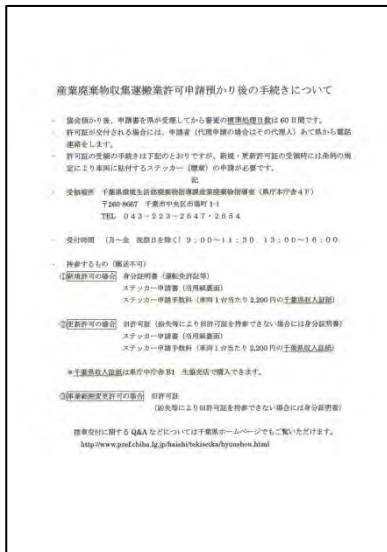
千葉県HP「許可の手続」より

↑ 委託のイの字もなく、**協会が書類を預かります**という「ことわり」もないのに、いきなり**「預かりの際」と**言われても何が何だかわかるわけがありません。

## 協会に渡される

### 「産業廃棄物収集運搬業許可申請預かり後の手続きについて」

なにかきちんと説明があるのかと思ったら…



### 産業廃棄物収集運搬業許可申請預かり後の手続きについて

- ・ 協会預かり後、申請書を県が受理してから審査の**標準処理日数**は60日間です。
- ・ 許可証が交付される場合には、申請者（代理申請の場合はその代理人）あて県から電話連絡をします。

知事印もなければ、この書類の発行元が「協会」なのか「県」なのかも記載していないイカゲンなもの。

「県の受理印を押印した一面」がいつ届くのかの説明もなし。

許可証の受け取り場所と受け取り時に持参するものが書かれているのみ。

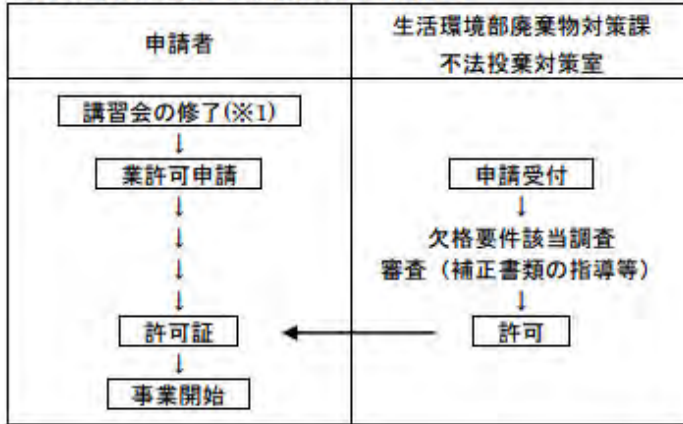
「協会預かり後」ってどういうシステム？説明なしもちろん委託のイの字もない。

他の地方公共団体の手引きなどと比べて下さい。

### 3 許可の申請手続きについて

申請から許可に至るまでの手続は、次のとおりです。

<収集運搬業（積替え保管を除く）の場合>



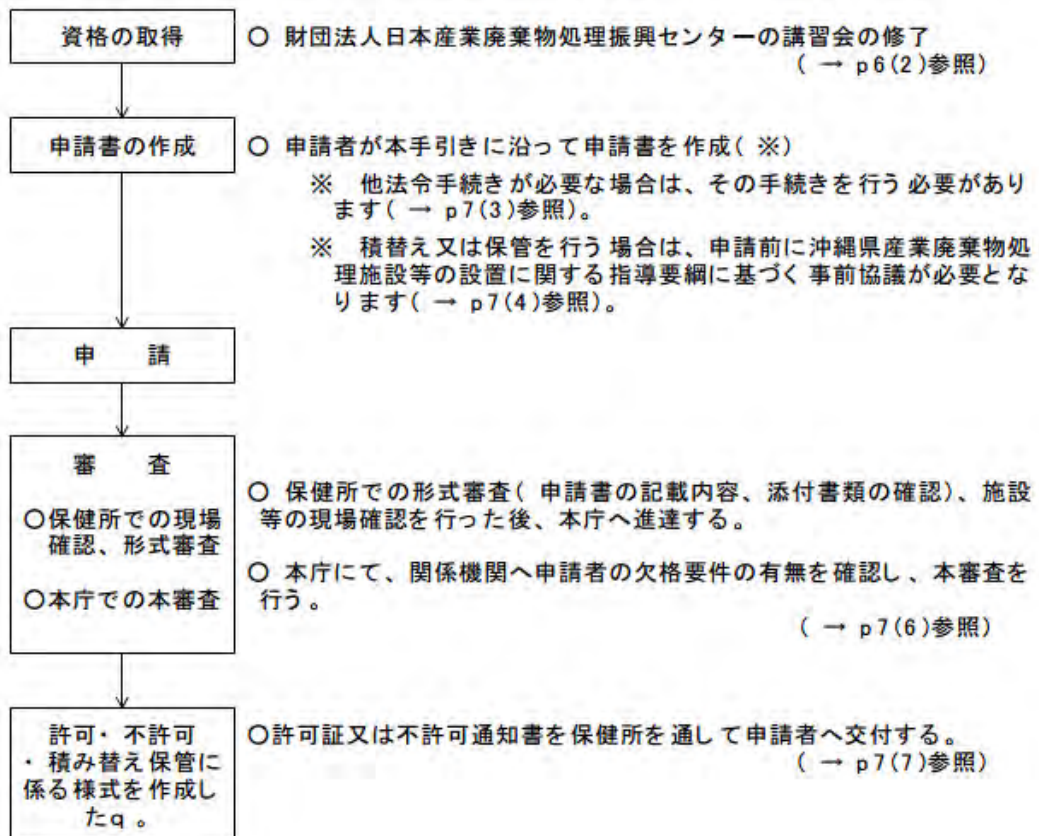
←茨城県のHP内の「手引き」より

委託などしていなくても、  
きちんと、フロー図で申請者に手続き  
を説明している。

↓沖縄県のHP内の「手引き」より 保健所での形式審査と本庁での本審査の  
2段階であることが一目瞭然に示されている。  
民間委託でなくても、このように説明するのですね。

### 5 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可手続の流れ

(1) 手続きの流れ





## 東京都の実績報告書の提出の場合

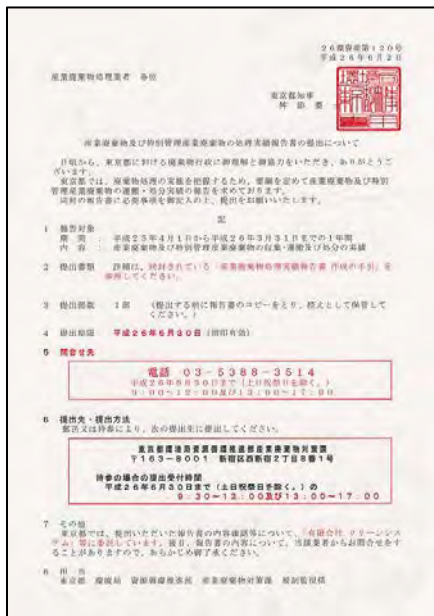
東京都は実績報告書の提出や問い合わせは都の産業廃棄物対策課ですが、集計業務を民間委託しているようです。

(4)提出先  
1)郵送の場合  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視係  
\*お手数ですが封筒に「実績報告書在中」と朱書きでご記入ください。  
2)窓口にて持参の場合  
都庁第二庁舎9階北側 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視係  
\*受付時間:平日の9:00~12:00、13:00~17:00(事前連絡は不要です)

(5)提出期限  
平成26年6月30日(消印有効)までをお願いします。

(6)その他  
報告書の内容については、別途集計委託を行っています。都が委託した会社からお問合せさせていただく場合がありますのでご了承ください。  
東京都HP「産業廃棄物処理業の実績報告の概要」より

↑ 東京都はHPでも「委託」についてはことわり書きがある。



### 都の産業廃棄物対策課から送付される

### 「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理実績報告書

### の提出について」

← 都知事印あり

7 その他  
東京都では、提出いただいた報告書の内容確認等について、「有限会社 クリーンシステム」等に委託しています。後日、報告書の内容について、当該業者からお問合せをすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

朱書きで「委託しています」と明記されています。

集計業務の委託であっても提出者に不安がないように、民間委託のことわりがあるのですね。

千葉県以外の行政の意識は、千葉県とは大違いのようです。

**質問 1 1** 同協会HPでも、重大な申請書の形式審査業務を受託しているながら、受託に関する説明が一言もありません。懸念事項である個人情報の取り扱いについても、何らことわりがなく、ましてやプライバシーマーク付与事業者でもありません。受託業者として、申請窓口や予約についての案内すらなく、まるで何もやっていないかのようなHPでいかにも不自然です。千葉県と結託して審査業務委託の実態を隠そうとしているのではありませんか？

例えば「申請者の皆様へ」とか「申請に際しての留意点」とか「窓口のご案内」とか「個人情報の取り扱いについて」など、受託業者として説明すべき点は沢山あると思われるのに、不自然なくらい何ら説明がないのは、同協会はこれらのいかなる説明もしてはならないと千葉県が制約しているのではないのでしょうか。

**質問 1 2** 同協会はHP上で事業報告を公開していますが、この事業報告のなかで当該受託業務のことを「許可申請に係る相談業務」として報告しています。また、決算書類のなかでも、当該業務を「産業廃棄物処理業事前相談事業」としたり、「県内産業廃棄物処理業者育成事業」としたりしています。なぜ、実態は申請書類の審査業務であるのに、「相談」や「育成」などという呼称に変えているのでしょうか？ 県との委託契約書が「相談業務」となっているのではないのでしょうか？ 委託業務の実態とかけはなれた呼称で契約し、申請者及び県民並びに上級行政庁や関連法令などを欺こうとしているのではありませんか？

実態は「相談業務」でも「育成事業」でもない審査業務であるのに、このような呼称にしているのはいかにも不自然です。相談業務であるならば、相談を希望しない者にまで強制的に相談させることに大きな違和感があります。また、個人情報満載の申請書を全て見せ、チェックしてもらわなければならない「強制相談」などありえません。さらに申請書を強制的に預けさせられる「相談」なども存在しません。

千葉県はなぜこのような呼称になっているのか、説明をする責任があると思います。

23年度

(2) 産業廃棄物処理業事前相談業務 (千葉県委託事業)

平成7年度からの千葉県委託事業として、産業廃棄物収集運搬業の許可関係指導及び産業廃棄物処理の相談業務を協会が受託し、次のとおり実施した。

- ・新規許可に関する説明会 22回開催 出席者 71名
- ・新規許可申請 674件進達 延べ 1,077件指導
- ・変更許可申請 202件進達 延べ 307件指導
- ・更新許可申請 1,153件進達 延べ 1,671件指導
- ・変更届出書 1,087件進達 延べ 1,087件指導
- 合計 3,116件進達 延べ 4,142件指導
- ・産業廃棄物処理業者の評価制度 75件
- ・更新手続きの通知 1,410件

千葉県産業廃棄物協会HP「平成23年度事業報告」より

24年度

(2) 産業廃棄物処理業事前相談業務 (千葉県委託事業)

平成7年度からの千葉県委託事業として、産業廃棄物収集運搬及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る事前相談業務を協会が受託し、次のとおり実施した。

- ・新規許可に関する説明会 25回開催 出席者 55名
- ・新規許可申請 617件進達 延べ 987件相談
- ・変更許可申請 183件進達 延べ 287件相談
- ・更新許可申請 1,148件進達 延べ 1,616件相談
- ・変更届出書 718件進達 延べ 769件相談
- 合計 2,666件進達 延べ 3,659件相談
- ・産業廃棄物処理業者の評価制度にかかる相談 47件
- ・更新手続きの通知 1,478件

千葉県産業廃棄物協会HP「平成24年度事業報告」より

25年度

(2) 許可申請に係る相談業務

産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を除く)の新規・更新・事業範囲の変更許可申請に係る相談、優良認定制度に係る相談を実施した。

許可申請に係る相談時に、「産業廃棄物収集運搬業のためのチェックリスト」を配布し、適正処理とコンプライアンスの確保を呼び掛けた。

- ・新規許可に関する説明会 24回開催 出席者 57名
- ・新規許可申請 644件進達 延べ 1,041件相談
- ・変更許可申請 337件進達 延べ 498件相談
- ・更新許可申請 1,096件進達 延べ 1,493件相談
- ・変更届出書 787件進達 延べ 787件相談
- 合計 2,864件進達 延べ 3,819件相談
- ・産業廃棄物処理業者の評価制度に係る相談 53件
- ・更新手続きの通知 1,599件

「平成7年度から」と「委託」、「受託」の文字がすっかり消えた千葉県産廃協会の「平成25年度事業報告」

千葉県産業廃棄物協会HP「平成25年度事業報告」より

千葉県産廃協会のHP<<決算書>> ↓

23年度	受託事業費支出	29,200,000	37,799,043
	処理業者セミナー事業費支出	2,100,000	2,223,512
	産業廃棄物処理業許可事前相談事業費支出	<u>15,200,000</u>	15,450,215
	県外廃棄物届出業務事前指導事業費支出	11,900,000	12,793,939
	災害協定及び旭市災害受託事業支出	0	7,331,377

千葉県産業廃棄物協会HP 平成23年度「収支報告書」より

24年度	受託事業収入	29,300,000	29,174,000
	処理業者セミナー事業収入	2,200,000	2,074,000
	産業廃棄物処理業許可事前相談事業収入	<u>15,200,000</u>	15,200,000
	県外廃棄物届出業務事前相談事業収入	11,900,000	11,900,000

千葉県産業廃棄物協会HP 平成24年度「収支報告書」より

25年度	受託事業収益	19,651,590
	県内産業廃棄物処理業者育成事業収益 (処理業者セミナーを除く)	<u>17,580,990</u>
	処理業者セミナー	2,070,600

千葉県産業廃棄物協会HP 平成25年度「正味財産増減計算書」より

平成25年度は、  
「許可事前相談事業」  
から  
「育成事業」  
に呼称を変更して  
約200万円アップ

「相談」や「育成」と呼んでいても実態は<強制的審査>です。

**質問 1 3** そもそもこの「形式審査業務」は、個人情報保護及び行政法の適用の有無等の観点から、また、申請者の権利が深く関わりその判断が求められる事務であり、他の 4 6 都道府県が自ら事務を実施していることから明らかなように、民間委託に適さないものと考えますが、いかがですか？

**質問 1 4** この業務委託は一般競争入札によるものですか、それとも随意契約ですか。随意契約であるなら、その理由も教えてください。

**質問 1 5** 業者の選定は適切ですか。なぜ産廃協会なのですか。同協会は産業廃棄物許可業者及び排出事業者等の会員から成り、公平性・中立性の観点から、また個人情報保護の観点から許可の「形式審査業務」を行うに適格とは思えません。少なくとも、より公平性のある業者選定ができるはずではないでしょうか。

例えば、同協会会員からの強い要請で、千葉県職員では行わないような申請予約の格別の便宜や申請書の審査において格別の便宜を図っている可能性が懸念されないでしょうか。また、いわゆるセンシティブ情報も、同業者で構成される団体であることから、いったん漏れると非常に伝わりやすいという懸念があります。このような懸念を根本から払拭する業者選定は可能であると考えます。

**質問 1 6** 千葉県はこの審査業務を平成 7 年度から 2 0 年間も同協会に固定して委託しています。その間、審査業務を担当していたのは公務員 O B と思しき職員たちで、2, 3 年毎に職員の入れ替えが行われています。委託事業と審査担当職員の受入れに因果関係がありますか？千葉県は申請者の権利をないがしろにしてまでこの取引を続けるつもりですか？

**質問 17 予約待ち日数全国最長、道理にあわない 392 円の負担、同協会職員の態度の悪さ、能力の低さ、協会の休日の多さなど、全国でも類のない最低最悪のサービス（理由の詳細は①②③④）になぜ貴重な税金が使われるのか皆目わかりません。千葉県は同協会の最低最悪サービスの実態を把握していますか。誰がための民間業務委託ですか？税金を使ってまでしなければならないこの劣悪な民間委託業務の必要性を千葉県民に説明して下さい。**

平成 27 年 2 月 16 日現在

予約待ち	1 週	2 週	3 週	4 週	5 週	
千葉県						民間委託
東京都						行政庁（緩和措置等あり）
神奈川県						行政庁（努力の結果）
埼玉県						行政庁（努力の結果）
愛知県	予約					行政庁
大阪府	なし					

①予約待ち日数全国ワースト 1

2 月 16 日に千葉県産業廃棄物協会に申請予約を申し入れたところ、直近は 3 月 23 日とのこと、実に 1 か月と 1 週間の予約待ち。同日東京都に申請予約を申し入れると直近で 3 月 6 日、千葉県より 2 週間以上早く予約が入りました。全国で一番申請件数が多く予約待ち日数が長いとされる東京都より千葉県は 2 週間以上待たされることとなります（2 月 16 日現在）。

埼玉県は県職員の猛烈な努力の結果（県職員談話）、予約待ち日数は 1 週間程度に短縮され、標準処理期間も 43 日に短縮されました（千葉県は本受理後 60 日）。埼玉県は人口当たりの県職員数が日本一少ないことで知られていますが、その少ない職員によって 1 都 3 県においては一番「円滑」かつスピーディな事務運営を実現していると言えます。

神奈川県でも県職員の努力の結果（県職員談話）、予約待ち日数は 2 週間程度。

東京都は予約待ち日数が長い為、予約時点で公的書類が三か月以内であれば受け付ける緩和措置を講じたり、先行許可証制度を導入し標準処理期間の短縮を図っています。

大都市である愛知県、大阪府においては予約制度なし。予約なしで産廃許可を申請できる県は沢山あります。

茨城県では同様の申請における審査（本審査含む）をたった 2 人で行っていますが、待ち日数は 1 か月程度。1 申請 30 分で 1 人が 1 日当たり 15 件ほど受付しています。1 申請 1 時間 30 分の枠を取り、1 人が 1 日 4 件程度しか審査しない千葉県とは実に 4 倍程度のスケジュールと処理能力で受付審査をこなしています。

どの都県の職員も申請者にとってできるだけ「円滑」にスピーディーにと努力しているように感じます。

千葉県職員は生来の怠け者かつ愚鈍であるため、同協会に委託しなければ「円滑」に事務が進まないのかもしれませんが、貴重な税金を使ってなお「予約待ち日数ワースト 1」では千葉県民は怒りを通り越して呆れて果ててしまうのではないのでしょうか。

## ②道理に合わない392円の負担

対面審査のため申請書を持参しているにもかかわらず、民間委託のせいで県の受理印がその場でもらえない。それだけでも理不尽なことなのに、後日送付される「県の受理印入りの申請書1面写し」の簡易書留郵送代をなぜ申請者が負担しなければならないのでしょうか？そもそも民間委託がなければこの郵送代は発生しえないもので、現に他の46都道府県ではその場で受理印が押印されるから、受理印をもらう為の封筒や切手代など不要です。法律や条例によって定められたわけではなく、千葉県独自の都合で民間委託をしているにすぎないのに、申請者が392円の負担を強いられるのは全く道理に合いません。千葉県の都合で民間委託をしているのだから、千葉県が県民に理解を得た上で簡易書留郵送代を負担すべきです。

## ③同協会の態度・マナー・能力の問題点

同協会職員の態度・マナー・能力には問題があります。過去の事例を挙げます。

- ・ 投げるようにして申請書を渡す。
- ・ 「日付」、「終わり」など単語だけで指示する。あるいは訂正箇所を指さすだけで、言葉すら発しない。
- ・ 「不足書類を言ってみてください」と最後にテストする。(もちろん不足書類を記した書面の交付なし)
- ・ 現在の原本証明入り定款を提出しているのに、古い定款を提出させようとした。この指導のおかしさを理解できる職員が協会内には誰もいなかった。県庁に問い合わせ後、やっと不要となった。間違いを正すにも時間がかかる。
- ・ 「ここへは持っていけない」と事業計画を見直しさせられた。こちらのミスかと思って引き下がったが、後で確認したら計画は妥当なものであったことがわかった。職員が確認もせず、思い込みだけで指導している。
- ・ 優良確認申請時に「預かり証」をくれなかった。
- ・ 審査中に書類を失くし、「ない、ない」と騒いだ。後で出てきたが、不安。

同協会は産業廃棄物に関わる同業者等で構成されることから、産廃のことについてはある程度の専門性を備えていると言えるかもしれませんが、これは申請書の受付及び審査業務であり、行政手続きの一環であることから、いわゆる行政法の知識も必要です。また申請書を的確に審査するためには民法や会社法等の一般知識も時には必要です。これらの知識やマナーは協会職員には欠如しており、教育がなされていないことも上記事例より明らかです。千葉県以外の行政庁では、行政手続法第35条（行政指導の方式）に則って、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示されますし、東京都、埼玉県、神奈川県では、こちらが求めなくても、不足書類の有無、担当者名、送付先等書かれた書面を交付してくれます。県によっては課の印が入った書面を後日送付するところもあります。また、千葉県以外の行政庁では許可証発行時の受け取り方法や、標準処理期間、手数料の返還はできないことなども申請書受理時に必ず説明されます。

ところが同協会の職員の態度・マナーは、行政手続きのそれではなく、ゆえにずさんな指導をしたり、居丈高な態度やもの言いで申請者に不愉快な気持ちを抱かせる原因になっています。

能力においても、協会職員がこの業務に対して努力しているのは概ね理解はできますが、

誰一人、この業務に精通した者、責任ある判断を下せる者が「その場」にいないのも現実であり、それなのに県へ直ちに問い合わせ判断を仰ぐことをしないで自分たちだけで解決しようとするため、不適切な指導を殊更に無理強いしたり、押し問答の末判断が下りるまで時間と労力がかかってしまうこともしばしばあるのです。

つまり、千葉県職員にとってはこの業務委託は「円滑」なのかもしれませんが、申請者にとっては全く「円滑」ではなく、むしろストレスの多いシステムなのです。

行政よりも民間業者の方が、態度やマナー、専門性などで優れており、その民間の力を活用することが近年期待されていますが、同協会の場合はそのどれもが県職員レベルより劣っていると云わざるをえません。

#### ④ 閉庁日より多い産廃協会の休日

通常、役所の閉庁日は土、日、祝日と12月29日～1月3日までの年末年始のみですが、同協会の休日は役所の閉庁日に加え、年末年始の休みが役所より数日長く、また役所にはないお盆休みもあり、この間は申請を受け付けてくれません。つまり役所であれば申請できる日でも、同協会が休みを取るため申請できないという不利益を申請者は被っているのです。

民間委託の魅力は、役所が休みの土日祝日や年末年始、また早朝や夜間、昼休み時間でも営業可能である点が挙げられると思いますが、同協会の場合には民間といえどもすべて役所以下のサービス体制であり、申請者にとってはデメリットしかありません。

以上①②③④により最低最悪の民間業務委託と云わざるを得ませんが、何か良い点があるのであれば教えていただきたいと思えます（千葉駅に近いという以外で）。

### 質問18 大阪府では「大阪府版市場化テスト」に基づき建設業許可申請等の審査補助業務について民間事業者へ委託しているようです。千葉県はなぜこのように「公共サービス」に関する法律等に基づいた形で委託をしないのですか？

千葉県が同協会に審査業務の委託を始めたのは平成7年からで実に20年を経ています。委託開始前の平成5年には行政手続法、委託開始後には、平成11年情報公開法、平成15年個人情報保護法、平成18年公共サービス改革法、平成21年公共サービス基本法が成立していますが、千葉県はこれら法令に全く準拠することなく、漫然と昭和の化石的時代錯誤な手法で委託をさせています。平成24年3月には山本友子県議が同協会への審査業務の委託について「同業者が審査するおかしさ」を指摘したにもかかわらず無視。不透明なまま県民には何ら説明もせず、また改善もせず、現在も平然と委託を続けています。

すべての申請者は許可を得たいから申請するのであって、申請時に不快な思いをしたり、不審や不安を抱いても、声を挙げたことによってその後の審査に不利益を被る恐れがあるため、我慢をしてしまいます。申請を代行する行政書士である私も同様で、「預かり証」すらくれなかった時にはよほど苦情を訴えようと悩みましたが、万一依頼者に不利益があったらと、怒りを押しとどめました。同協会のサービスが最低最悪であることは前述のとおりですが、このような状況を千葉県は知って知らずか放置しており、何ら改善されません。申



請者の多くが不満を抱いていますが後が怖いので声にしらないのをいいことに、千葉県は「問題なし」として努力もせず、見直しも行わず、ただ漫然と委託をし続けているのです。これほど申請者と県民を愚弄し、またコンプライアンスを無視した姿勢はないと断言します。

さて大阪府は建設業許可申請等の審査補助業務の民間委託にあたって、委託業者の選定方法・過程・結果、委託仕様書（案）、申請者満足度調査等、すべてを HP 上公開し透明化を図っています。業務の効率化だけでなく、申請者にとっても来庁回数や待ち時間を減らすよう努力がなされ、定期的にアンケートを実施し公開しています。なぜ千葉県は大阪府のようにできないのでしょうか？できないのなら民間委託をやめるべきではないでしょうか。同じ国の地方公共団体とはまるで思えない体たらくです。ちなみに大阪府建設業許可においても事前の外部チェックサービスを行っていますが、これを受けるか受けないかは任意であって強制ではないことを申し添えておきます。よく勉強していただきたいと思います。

千葉県HPの予算案のページには「厳しい財政状況の中でも、『くらし満足度日本一』の千葉の実現に向け」、「徹底した事務事業の見直し」に毎年度取り組むとあります。このスローガンどおり、千葉県廃棄物指導課においても「徹底した事務事業の見直し」を図っていただきたいと思います。

以上